

オンライン健康相談について日本医師会の提案

定例記者会見

2020年10月7日

公益社団法人 日本医師会

オンライン診療についての日本医師会の考え

解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合に、適切にオンライン診療で補完する。

離島、へき地など地理的アクセスが制限されている※1)

難病・小児慢性疾患で診察できる医療機関が限られており、アクセスも困難※1)

※1) オンライン診療の普及が地域医療の偏在・不足の解消を阻害することのないよう注意して進める

在宅医療やさまざまな事情により医療機関へのアクセスが困難

出産前後等で一時的に通院が困難な状態にある

かかりつけ医に健康相談※2)を行いたい(今後の進め方について要検討)

※2)ここでは「かかりつけ医」によるものを指す。健康相談の定義付けや、オンライン健康相談のガイドラインの作成が必要

勤務先の仕事の都合などで時間的な制約から継続した通院が困難

勤務先等が治療と仕事の両立支援に取り組むことが重要。現行制度の予約診療の普及で対応できる。利便性のみを優先するオンライン診療の拡大は、医療の質の低下につながりかねないため容認できない。

オンライン診療およびオンライン健康相談(粗い分類)

オンライン健康相談は、公的医療保険外のサービスであり、医療関係法令の制約を受けない分野であるが、利用者の安心と安全を守るため適切な仕組みの下で実施されるべきである。

オンライン診療
公的医療保険(診療報酬)／医療機関

オンライン診療
公的医療保険外(自由診療)／医療機関

オンライン健康相談／民間企業 ※

※ 民間企業が運営し、相談者(カウンセラー)に医師を配置していることが多い。

全体を俯瞰するためのイメージとして分類したものであり、定義づけをするものではない。

オンライン健康相談事業への要請

日本医師会は、1. 国としてオンライン健康相談の定義の明確化、2. 省庁横断的な指針の作成、3. 業界ガイドラインの作成、4. 利用者リテラシーの向上、そして、本人認証の徹底等システム面での整備が急務であると考えている。

1. 国としての定義の明確化

2. 省庁横断的な指針の作成

3. 業界ガイドラインの作成

4. 利用者リテラシーの向上

本人認証の徹底等システム面での整備

1. 国としての定義の明確化

オンライン健康相談の定義(現状)

現在、オンライン健康相談について、いくつか解説はされているが、国として明確な定義はない。

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

● 遠隔健康医療相談(医師)

遠隔医療のうち、医師一相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行い、患者個人の心身の状態に応じた必要な医学的助言を行う行為。相談者の個別的な状態を踏まえた診断など具体的判断は伴わないもの。

● 遠隔健康医療相談(医師以外)

遠隔医療のうち、医師又は医師以外の者一相談者間において、情報通信機器を活用して得られた情報のやりとりを行うが、一般的な医学的な情報の提供や、一般的な受診勧奨に留まり、相談者の個別的な状態を踏まえた疾患のり患可能性の提示・診断等の医学的判断を伴わない行為。

→「オンライン診療」と区別するため上記指針に記載された書きぶり。今後「遠隔健康医療相談」の「医療」については見直しが必要。

経済産業省「医師等による遠隔健康相談事業」

医師等による遠隔健康相談とは、医師等の専門家と相談者の間で、PCやスマートフォン等の情報通信機器を活用してコミュニケーションを行う行為です。相談者の個別的な状態を踏まえた診断や薬の処方はいませんが、健康不安等を医師等に遠隔で相談することができます。

現在実施可能な行為

厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における整理

	オンライン 診療	オンライン 受診勧奨	遠隔健康 医療相談 (医師)	遠隔健康 医療相談 (医師以外)
オンライン診療ガイドラインの適用	○	○ (一部適用外)	×	×
受診不要の指示・助言	—	○	○	○
一般的な症状に対するり患可能性のある疾患名の列挙	—	—	○	○
患者個人の状態に対するり患可能性のある疾患名の列挙	○	○	×	×
一般用医薬品の使用に関する助言	○	○	○	○
患者個人の心身の状態に応じた医学的助言	○	○	○	×

オンライン健康相談の定義（日本医師会の提案）

日本医師会は、医師法上の医師と医師以外の業務範囲の定義に鑑み※1、医師以外での相談業務については、「オンライン生活相談」等の名称とすることを提案する。

名称(仮)	医師・ 歯科医師	薬剤師	保健師・ 助産師・ 看護師	その他
オンライン健康相談	○	—	—	×
オンラインお薬相談	○	○	—	×
オンライン出産・育児相談	○	—	○	×
オンライン栄養相談 ※2	○	○	○	○

「—」は内容による。「×」は不可。名称は一例。

※2)管理栄養士、栄養士が実施する場合の一例。

※ 1) 医師が行う医行為は「医師の医学的判断をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為」と解されている。

「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」

2005年7月26日 医政発第0726005号 厚生労働省医政局長通知

医師が医行為を反復継続する意思をもって行うことを「医業」と解されている。

2. 省庁横断的な国としての指針の作成

- オンライン健康相談事業は、ビジネスとしては経済産業省所管であるが、医療本体にきわめて近い。厚生労働省、経済産業省等、関係省庁が横断的に指針を作成すべき。その際、事業フレームを精査し必要であれば法規制の創設、改正を行うべき。
- 指針は、医師会および学会などの医療関係者、患者（患者団体）等の参画を得て作成する。
- 指針では、最低限、適切な受診勧奨の方法（ただし特定の医師・医療機関に誘導は認められない）、対応者の教育・研修を含む質の担保を必須項目とする。また、国は、継続的に指針を遵守しているかどうかを監視し、指針を遵守していない場合は、その旨を公表し、必要に応じて事業停止を求めるべきである。

注) 今後、AI健康相談にシフトしていくことも予想されることから、AI健康相談も視野に入れた指針の作成も求められる。

3. 業界ガイドラインの作成

- 国としての指針を踏まえ、医療関係者（医師会、学会）、患者（患者団体）等の参画を得て業界ガイドラインを作成する。
- 業界ガイドラインは事後検証の自己点検になりがちであるが、医療関係者（医師会、学会）、患者（患者団体）等による第三者評価を行うべきである。

4. 利用者リテラシーの向上

- オンライン健康相談でできること、できないことを利用者に理解してもらうことも必要。
- 利用者の十分な理解が得られていないと判断される場合には、事業展開を「待つ」ことも考慮すべき。

かかりつけ医によるオンライン健康相談の支援

かかりつけ医が診療行為の一環として行う場合については、今後さらに診療報酬で適切に評価する。それ以外の場合は公的保険外となるが、必要とする医師に対して、オンライン健康相談実施の環境整備を支援する必要もある※1。

※1) 現在、実態としては、オンライン健康相談を実施しようとする場合、すでにオンライン診療を行っている医師がそのプラットフォームを使って、健康相談を実施しているが、必要とするかかりつけ医が、それ以外の手段でも前向きに取り組めるような環境整備が必要。

実施者	内容等	評価
かかりつけ医	<ul style="list-style-type: none">かかりつけ医が一連の診療行為の下で行う。	診療報酬で適切に評価
受診歴のある医師※2	<ul style="list-style-type: none">受診したことのある医師に、診察ではなく健康相談のみを受けるケース。必要とする医師が、オンライン健康相談を行える環境整備も必要。	自由料金
初対面の医師	<ul style="list-style-type: none">見ず知らずであるため、本人認証の徹底が必要。	自由料金

※2) 慢性疾患等で継続的にかかっているわけではないが、対面診察を受けたことのある医師